

令和8年度 第1回 江戸川区地域自立支援協議会 次 第

令和 8 年 6 月 8 日(月) 10 時～12 時
グリーンパレス 千歳・芙蓉

1 開 会

2 新委員委嘱および紹介

3 議 事

(1) 江戸川区地域自立支援協議会 各専門部会報告

- ① 相談支援部会
- ② 地域生活支援拠点等部会
- ③ 災害時自立支援部会

4 報告事項

(1) 令和7年度第2回 江戸川区精神保健福祉協議会について

(2) 本区の次期障害福祉計画等の策定に向けた進捗

- ① 令和8年度第1回 江戸川区障害福祉計画等策定委員会報告
- ② 今後のスケジュールなど

(3) 令和8年度障害者福祉施策及び精神保健対策の概要について

(4) 令和8年度の地域自立支援協議会について

5 情報共有・その他

6 閉 会

【配付資料一覧】

- ・令和8年度第1回江戸川区地域自立支援協議会 次第
- ・令和8年度第1回江戸川区地域自立支援協議会 席次および委員名簿
- ・資料1 相談支援部会の活動状況報告
- ・資料2 地域生活支援拠点等部会の活動状況報告／今後のスケジュール／
地域生活支援拠点の事業所登録等の進捗状況報告
- ・資料3 災害時自立支援部会の活動状況報告／今後のスケジュール
- ・資料4 令和7年度第2回江戸川区精神保健福祉協議会について
- ・資料5 令和8年度第1回江戸川区障害福祉計画等策定委員会 当日資料
- ・資料6-1・2 令和8年度障害者福祉施策及び精神保健対策の概要について
- ・資料7 令和8年度江戸川区地域自立支援協議会について

相談支援部会

- 1 家族不安も考慮しつつ、当事者意向の最優先とアセスメント徹底のため、当事者との意見交換機会の設定してほしい。
- 2 医療的ケアは医師主導になりがちなため、本人の意思尊重の枠組み検討してほしい。
- 3 障害分野で高齢化が進み、介護保険制度への移行を円滑にできるようにしてほしい。また、支援者間における制度やサービスに関する情報共有や連携のあり方について、区担当者も含め検討してほしい。
- 4 地域ごとの課題抽出の具体化と、複数事業所の一体的管理・運営について、加算の活用による体制強化なども評価につなげられるとよい。

地域生活支援拠点等部会

- 1 地域生活支援拠点等の早期の具体活動を行ってほしい。
- 2 モデルエリアの構築をしっかりと行ってほしい。

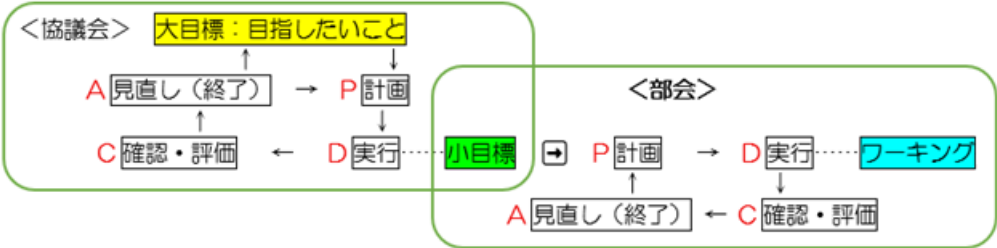
災害時自立支援部会

- 1 危機管理関係の部署等のほか、江戸川区医師会など様々な関係機関と連携し、情報共有を進めることを計画してほしい。
- 2 部会と障害福祉サービス事業所の連絡会など関係者が連携し、情報共有などを行うなどの機会があるとよい。
- 3 個別の避難訓練など、実践することが必要となるため検討してほしい。

その他

- 1 就労の部会と子どもの部会について、必要性を感じるため検討してほしい。

相談支援部会の活動状況報告（令和 8 年度）

回	開催日・内容
第 1 回	日時：令和 8 年 4 月 24 日（金）午前 10 時～12 時 会場：グリーンパレス 集会室 401 1 相談支援部会の目的・進め方 協議会と部会の関係および体制メンバー構成について下図に基づき PDCA サイクルを確認。  2 協議会の報告（協議会で示された宿題） ①当事者の意見（家族・支援者・医療に寄りすぎない・介護保険移行の課題）を尊重できると良い。 ②一人事業所は江戸川区では過半数、協同体制の調整も部会で行えると良い。 ③ノウハウが無い中で当時作成し 10 年以上経った「相談支援の手引き」を当事者の意見も参考にしながら見直す。 ④アンケート結果を元に支援者支援の必要性が見えた。 →今年度は支援者支援をテーマに取り組む。 3 ワーキングチームの方向性 ①地域別ワーキング 地域ごとに意見集約・分析などを進めて次回経過を報告。アプローチ方法などノウハウ交流にも繋げる。 ②主任ワーキング
第 2 回	日時：令和 8 年 6 月 18 日（木）午後 1 時 30 分～3 時 30 分 会場：グリーンパレス 集会室 401 主な内容（予定） ・地域自立支援協議会 報告 ・地域別ワーキングの活動経過 ・地域ごとの課題抽出・分析の検討 ・主任ワーキングのとりまとめ役について

地域生活支援拠点等部会の活動状況

回	開催日・内容
第 10 回	日時：令和 8 年 3 月 25 日（水）午前 10 時～12 時 会場：グリーンパレス 集会 304 - 第 9 回地域生活支援拠点等部会の振り返り及び第 3 回江戸川区地域自立支援協議会（3/18）の報告 拠点登録事業所、拠点コーディネーター 事前協議及び登録申請状況 事前協議申込は約 20 事業所、4/1 付登録見込は 6 事業所、拠点コーディネーター配置は 3 事業所となる見込み - 直近の広報チームの取組みと今後 多様な事業所へのアプローチを強化、報酬面をわかりやすく説明する内容を追加 - 展開スケジュール・モデル地区と配置方針 区全体で拠点コーディネーターを 3 名配置し事業開始。当面は葛西をモデル地区として進める。緊急時の定義は、ガイドラインに沿って整理する。 - コーディネーターの拠点作りへの準備（意見交換） 目的は地域で安心して暮らし続ける体制整備と生活の場の移行支援の促進。 緊急受入を担っている事業所への聞き取りを行う、計画相談支援とコーディネーター・基幹支援センターが一体的に動く仕組みづくり、など
第 11 回	日時：令和 8 年 5 月 27 日（水）午前 10 時～12 時 会場：グリーンパレス 集会室 401 - 報告事項 - 地域生活支援拠点等登録事業所の状況 5/1 時点では 19 事業所が登録済。6/1 時点では 22 事業所となる予定。 - 試行的実務者会議の報告【資料 1】 意見交換から見えた主な課題、会議全体を通じた共有メッセージ、今後の取り組みに向けたポイントなど - 中央小松川圏域研修会（5/1）…参加者 40 名（うちオンライン 17 名） - 拠点構築スケジュールおよび部会員事前ヒアリングについて【資料 2】 4～6 月を準備期間とし、7 月から実務者会議を毎月開催予定。 - これまでの部会の議論と全体スケジュールの振り返り【資料 3】 - 検討事項 - 葛西モデル圏域実務者会議について【資料 4】 - モデルケース対象者の選定について【資料 4】 強度行動障害、8050 ケース、サービス未利用者など。当面は「サービス利用実績のある方で緊急時が想定される方」とガイドラインに位置付け。 - 登録事業所拡大の方策について【資料 5】

災害時自立支援部会の活動状況（令和 7 年度）

回	開催日・内容
第 3 回	日時：令和 8 年 3 月 13 日（木）午後 1 時 30 分～3 時 30 分 会場：グリーンパレス 集会 401 1 第 1 回、第 2 回部会の振り返りと来年度の方向性 第 1 回の「地震編」、第 2 回の「水害編」で抽出した課題とアイデアを踏まえ、来年度は話し合いから実践へ移行する方針を共有した。アドバイザーの高橋氏より、災害対策基本法や「誰一人取り残さない」インクルーシブ防災の趣旨を再確認し、障害当事者・関係者が中心的役割を担う重要性が示された。 来年度は、地域・行政・事業者が連携し、小さくとも効果検証可能な実践（例：家具固定支援と当事者への到達経路の構築、在宅避難者への支援動線、電源確保の現実解、広域避難の具体化など）をモデル的に試行し、成功事例の横展開を図る方針。 2 「ありたい姿」の共有 ～みらいワークショップ～ ①最悪の未来の検討 ②最高の未来の検討 3 「ありたい姿」に向けたアクション・アイディア検討 来年度の実践に向け、アクションの考え方を四領域に整理し説明。 ①個人と当事者コミュニティの防災力強化 ②地域のインクルーシブ防災推進 ③より良い公助の研究と提案 ④支援の新規資源開拓
今後	第 3 回で提案されたアイディア案について、いずれも「低コスト・既存資源を生かす・モデル化して横展開」を原則とし、次年度は一つ以上の試行を実施する方向

令和7年度 第2回江戸川区精神保健福祉協議会 次 第

令和8年3月23日（月）
午後2時30分～午後4時
グリーンパレス千歳・芙蓉

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 措置入院者退院後支援の取り組み報告
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
＜令和7年度のワーキンググループの活動報告＞
- (3) 意見交換

3. 閉 会

【配布資料一覧】

- ・令和7年度 第2回江戸川区精神保健福祉協議会 次第
- ・令和7年度 第2回江戸川区精神保健福祉協議会 委員名簿
- ・令和7年度 第2回江戸川区精神保健福祉協議会 席次
- ・資料1 措置入院者退院後支援の取り組み報告
- ・資料2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
＜令和7年度のワーキンググループの活動報告＞

令和8年度 第1回 江戸川区障害福祉計画等策定委員会 次 第

令和 8 年 5 月 14 日（木）
午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
グリーンパレス 孔雀Ⅱ

1 開 会

2 新委員委嘱及び紹介

3 議 事

- ・ 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の進捗確認と評価について

4 報 告

- ・ 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針について

5 閉 会

配布資料

- ・ 令和8年度 第1回 江戸川区障害福祉計画等策定委員会 次第
- ・ 令和8年度 第1回 江戸川区障害福祉計画等策定委員会 委員名簿
- ・ 令和8年度 第1回 江戸川区障害福祉計画等策定委員会 席次

資料1 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の成果目標 実績報告

資料2 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画 地域生活支援事業 実績報告

資料3 国の基本的な指針 概要

資料4 国の基本的な指針 成果目標 新旧比較

資料5 国の基本的な指針 地域差の是正について

第 7 期江戸川区障害福祉計画 第 3 期江戸川区障害児福祉計画の成果目標・実績報告

成果目標（１） 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（ア）福祉施設の入所者数

国の基本指針に定める目標		基準値 A	A から 目指す 割合等	数値 目標
令和 8 年度(2026 年度)末時点で、令和 4 年度(2022 年度)末時点の施設入所者数を 5 %以上削減することを基本とする。		令和 4 年度(2022 年度)末 施設入所者数 428 人	—	428 人
数値目標の区の考え方 ・区の実情である障害者本人及び家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能を強化するとともに、入所施設の専門的支援については、真に必要とする方のニーズを勘案して定めます。 【参考】 ・東京都の入所施設定員の考え方 都内の実情を踏まえ、平成 17 年(2005 年)10 月 1 日現在の入所施設定員数を超えないことを目標とする。		○令和 8 年度(2026 年度)時点において 428 人を維持		
施設入所支援 (各年度 3 月分)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)目標
	426 人	428 人	428 人	428 人

第 7 期

令和 6 年度(2024 年度) 末 (実績値)	令和 7 年度(2025 年度) 末 (実績値)	令和 8 年度(2026 年度) 末 (目標値)
428 人	418 人	428 人

（イ）地域生活への移行者数

国の基本指針に定める目標	基準値 A	A から 目指す 割合等	数値 目標
令和 8 年度(2026 年度)末時点で、令和 4 年度(2022 年度)末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域生活へ移行することを基本とする。	令和 4 年度(2022 年度)末 施設入所者数 428 人	6 %	26 人

第 7 期

令和 6 年度(2024 年度) 末 (実績値)	令和 7 年度(2025 年度) 末 (実績値)	令和 8 年度(2026 年度) 末 (目標値)
2 人	4 人	26 人

成果目標（２） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針に定める目標	基準値A	Aから 目指す 割合等	数値 目標		
令和8年度(2026 年度)における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。	国の基本指針で示されている目標値については、都道府県で定めることとされておりますが、区では連携を取りながら、各種サービスの充実等により引き続き、入院中の精神障害のある方の地域移行の促進に努めていきます。 保健、医療、福祉、介護、当事者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を年2回開催し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築や措置入院患者の退院後支援など精神保健事業全般について幅広く協議しています。				
令和8年度(2026 年度)末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を設定する。					
精神病床における早期退院率(入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点、1年時点の退院率)					
精神障害者の 各サービスの目標値	<参考> (各年度3月分)				
	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和8年度 (2026 年度)目標	
	地域移行支援	11 人	9 人	11 人	14 人
	地域定着支援	80 人	59 人	76 人	88 人
	共同生活援助	206 人	235 人	267 人	337 人
	自立生活援助	52 人	50 人	53 人	56 人
	自立訓練(生活訓練)	33 人	44 人	58 人	82 人

第7期			
	令和6年度(2024 年度) (実績値)	令和7年度(2025 年度) (実績値)	令和8年度(2026 年度) (目標値)
地域移行支援	16 人	7 人	14 人
地域定着支援	71 人	66 人	88 人
共同生活援助	315 人	358 人	337 人
自立生活援助	19 人	25 人	56 人
自立訓練 (生活訓練)	48 人	43 人	82 人

成果目標（３） 地域生活支援の充実

令和8年度末までに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、地域生活支援拠点等を整備することを目標としています。

そのため、本区では地域生活支援拠点等部会を設置し、具体的な進め方について協議会委員のほか、事業所や障害のある方、家族などの団体も参加し、協議を進めています。

令和6年度は、計7回開催して考え方の整理や相談等のフロー検討、各事業所への周知と理解の促進に向けた取り組みを実施しました。

令和7年度も引き続き、地域生活支援拠点等部会を中心に、ガイドラインの策定や事業所の登録と事業の理解啓発に向けた広報チームによる活動を実施しました。

令和8年度は、拠点等事業所の登録とコーディネーターの配置を開始し、葛西地区をモデル地区として実務者会議などを開催し、地域生活支援拠点の整備を進めていきます。

国の基本指針に定める目標	基準値A	Aから 目指す 割合等	数値 目標
令和8年度(2026年度)末までの間に、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。	【面的整備型】 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりを具現化		
令和8年度(2026年度)末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	○支援ニーズを把握 ○基幹相談支援センター、相談支援事業所、発達相談・支援センター等と連携・協働した支援体制を整備		

ア) 地域生活支援拠点等の整備

江戸川区自立支援協議会の地域生活支援拠点部会等を開催し、緊急時の支援体制整備等を検討した。

地域生活支援拠点部会は、令和6年度は7回、令和7年度は3回実施した。

イ) 強度行動障害のある方への支援体制の整備

障害支援区分認定調査において、強度行動障害のある方(行動関連項目が18点以上を対象)を把握し、支援ニーズの把握に努めた。

令和7年度から、区立発達相談・支援センターで障害児通所支援事業所等を対象とした訪問コンサルテーション事業を開始し、強度行動障害のある子どもの支援を実施した。

また、区内の特別支援学校と区立及び民間生活介護事業所が協働し、強度行動障害のある方に関する勉強会等を開催して支援体制の連携を図った。

成果目標（４） 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針に定める目標	基準値 A	Aから 目指す 割合等	数値 目標
令和 8 年度(2026 年度)中に、一般就労への移行実績を令和 3 年度(2021 年度)実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。	令和 3 年度(2021 年度) 一般就労移行者数 104 人	1.28 倍	133 人
令和 8 年度(2026 年度)中に、就労移行支援の一般就労への移行実績を令和 3 年度(2021 年度)実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。	令和 3 年度(2021 年度) 就労移行支援事業の 一般就労移行者数 96 人	1.31 倍	125 人
令和 8 年度(2026 年度)中に、就労継続支援 A 型の一般就労への移行実績を令和 3 年度(2021 年度)実績の 1.29 倍以上とする。	令和 3 年度(2021 年度) 就労継続支援 A 型の 一般就労移行者数 4 人	1.29 倍	5 人
令和 8 年度(2026 年度)中に、就労継続支援 B 型の一般就労への移行実績を令和 3 年度(2021 年度)実績の 1.28 倍以上とする。	令和 3 年度(2021 年度) 就労継続支援 B 型の 一般就労移行者数 4 人	1.28 倍	5 人
令和 8 年度(2026 年度)中に、就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。	令和 3 年度(2021 年度)実績 9 事業所/14 事業所 64.3%	5 割以上	継続
令和 8 年度(2026 年度)中に、就労定着支援事業の利用者数が令和 3 年度(2021 年度)実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。	令和 3 年度(2021 年度) 就労定着支援 事業利用者数 112 人	1.41 倍	158 人
令和 8 年度(2026 年度)中に、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所が全体の 2 割 5 分とすることを基本とする。	令和 3 年度(2021 年度)実績 5 施設/9 施設 55.6%		継続
数値目標の区の方	○国が定める目標値を基本としつつ、これまでの実績を踏まえて設定		

第 7 期		
一般就労移行者数		
令和 6 年度(2024 年度) (実績値)	令和 7 年度(2025 年度) (実績値)	令和 8 年度末(2026 年度末) (目標値)
164 人	159 人	133 人
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数		
令和 6 年度(2024 年度) (実績値)	令和 7 年度(2025 年度) (実績値)	令和 8 年度末(2026 年度末) (目標値)
132 人	139 人	125 人
就労継続支援 A 型の一般就労への移行実績		
令和 6 年度(2024 年度) (実績値)	令和 7 年度(2025 年度) (実績値)	令和 8 年度末(2026 年度末) (目標値)
22 人	11 人	5 人

就労継続支援B型の一般就労への移行実績		
令和6年度(2024年度) (実績値)	令和7年度(2025年度) (実績値)	令和8年度末(2026年度末) (目標値)
12人	17人	5人
就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合		
令和6年度(2024年度) (実績値)	令和7年度(2025年度) (実績値)	令和8年度末(2026年度末) (目標値)
9施設/16施設 5割以上 56%	8施設/15施設 5割以上 53%	5割以上
就労定着支援事業の利用者数		
令和6年度(2024年度) (実績値)	令和7年度(2025年度) (実績値)	令和8年度末(2026年度末) (目標値)
201人	214人	158人
就労定着支援事業の就労定着率が7割以上の事業所の割合		
令和6年度(2024年度) (実績値)	令和7年度(2025年度) (実績値)	令和8年度末(2026年度末) (目標値)
6施設/10施設 2割5分以上 60%	7施設/10施設 2割5分以上 70%	全体の2割5分以上

成果目標（5） 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に定める目標	基準値A	Aから 目指す 割合等	数値 目標
令和8年度(2026年度)末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。	区の地域共生社会の実現に向けた「ミニ区役所構想」と呼応した基幹相談支援センター体制を整備し、相談対応強化に取り組みます。		
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。	「江戸川区地域自立支援協議会」において、区内の相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所の協力を得て、事例検討会等を開催し地域の相談体制の強化に取り組みます。		

ア）基幹相談支援センターの設置・地域の相談支援体制の強化

令和8年度までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標としました。

障害のある方の家族から「閉庁時間での緊急時に相談できる窓口を設けてほしい」と要望があったため、いつでも相談できる体制を整備し、安心して暮らし続けることができるよう支援することを目的とした緊急時障害相談 夜間休日ダイヤルの設置を令和7年度に行いました。

今後は、区の地域共生社会の実現に向けた「ミニ区役所構想」と連携した基幹相談支援センター体制を整備し、相談対応強化に取り組んでまいります。具体的には、基幹相談支援センターを補完するものとして、介護保険法に基づく地域包括支援センター（本区での愛称「熟年相談室」）において、障害のある方や家族からの相談対応や各地域の障害福祉サービス事業所と連携した対応を実施していきます。

（イ）基幹相談支援センターの設置・地域の相談支援体制の強化

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うために必要な協議体の体制を確保することを目標としました。具体的には、「地域生活支援拠点等部会」「災害時自立支援部会」「相談支援部会」を設置し、関係者間で具体的な取り組みや体制の強化に向けて協議を行います。

令和6年度は「地域生活支援拠点等部会」「災害時自立支援部会」、令和7年度は「相談支援部会」を設置し、令和8年度も各事項について引き続き協議してまいります。

第7期		
基幹相談支援センターの強化（熟年相談室における障害相談機能の設置）		
令和6年度(2024年度) (実績値)	令和7年度(2025年度) (実績値)	令和8年度末(2026年度末) (目標値)
—	2か所	6か所
地域自立支援協議会における部会の設置		
令和6年度(2024年度) (実績値)	令和7年度(2025年度) (実績値)	令和8年度末(2026年度末) (目標値)
2部会	3部会	3部会

成果目標（6） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針に定める目標	基準値A	Aから 目指す 割合等	数値 目標
令和8年度(2026年度)末までに、障害福祉サービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。	障害福祉サービスをコーディネートする相談支援専門員等に向けた「ブラッシュアップ研修」を引き続き実施していき、支援の質の底上げを図ります。 また、事業所への実地検査や一斉検査の際に、支援内容や令和4年度（2022年度）から義務化されている虐待防止委員会や身体拘束の適正化に向けた取り組みに関する事項を確認しつつ、令和6年（2024年）4月から義務化されることになる事業所における安全計画等の策定の確認も併せて行うことで、支援の質の向上に取り組めます。		

第 7 期		
ブラッシュアップ研修の実施回数／参加者数		
令和 6 年度 (2024 年度) (実績値)	令和 7 年度 (2025 年度) (実績値)	令和 8 年度末 (2026 年度末) (目標値)
9 回／678 人	9 回／751 人	9 回／800 人

第3期 障害児福祉計画 成果目標

成果目標（7） 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標	国の基本指針に定める目標	基準値 A	数値目標
障害児支援の提供体制の整備等	令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを区内に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	令和4年度(2022年度)実績 2か所	3か所
	数値目標の区の考え方	○令和6年(2024年)4月に区立児童発達支援センターを1か所増設	
	令和8年度(2026年度)末までに、区に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。	令和4年度(2022年度)実績 保育所等訪問事業利用者 49人	70人
	数値目標の区の考え方	○令和6年(2024年)4月に区立児童発達支援センターに併設する保育所等訪問事業を1か所増設	
	令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	令和4年度(2022年度)実績 児童発達支援7か所 放課後等デイサービス4か所	児童発達支援 10か所 放課後等デイサービス 5か所
	数値目標の区の考え方	○令和6年(2024年)4月より区立児童発達支援センターで重症心身障害児の受け入れを開始	
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児支援関係機関連携会議の開催回数	2回
	医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	医療的ケア児コーディネーターの数	25人

第 7 期		
児童発達支援センターの設置		
令和 6 年度(2024 年度) (実績値)	令和 7 年度(2025 年度) (実績値)	令和 8 年度末(2026 年度末) (目標値)
3 か所	3 か所	4 か所
保育所等訪問支援の充実（利用人数）		
令和 6 年度(2024 年度) (実績値)	令和 7 年度(2025 年度) (実績値)	令和 8 年度末(2026 年度末) (目標値)
61 人	89 人	70 人
重症心身障害児を支援する事業所の確保 (上段：児童発達支援、下段：放課後等デイサービス)		
令和 6 年度(2024 年度) (実績値)	令和 7 年度(2025 年度) (実績値)	令和 8 年度末(2026 年度末) (目標値)
8 か所	8 か所	10 か所
5 か所	6 か所	5 か所
医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置・コーディネーターの配置 (上段：協議会の開催数、下段：コーディネーターの配置人数)		
令和 6 年度(2024 年度) (実績値)	令和 7 年度(2025 年度) (実績値)	令和 8 年度末(2026 年度末) (目標値)
2 回	2 回	2 回
22 人	31 人	25 人

令和8年度 江戸川区障害福祉計画等策定委員会 スケジュール（予定）

回	開催日・内容
第1回	日時：令和8年5月14日（木）13時30分～15時30分 場所：グリーンパレス5階 孔雀2 内容 ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の進捗確認と評価について ・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）について ・計画策定に向けた年間スケジュールについて
第2回	日時：令和8年7月16日（木）13時30分～15時30分 場所：グリーンパレス2階 千歳・芙蓉 ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定に向けて ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の概要（骨子）案と方向性 ・障害当事者、団体への懇談会の実施について など
8～9月 障害当事者、団体等 懇談会の実施	
第3回	日時：令和8年11月13日（金）13時30分～15時30分（予定） 場所：グリーンパレス2階 千歳・芙蓉 ・懇談会の報告 ・計画の概要及び構成 ・第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画 成果目標 ・中間のまとめ（案）の提示 ・パブリックコメントの実施について など
11～12月 パブリックコメントの実施	
第4回	日時：令和9年1月13日（水）13時30分～15時30分（予定） 場所：グリーンパレス2階 千歳・芙蓉 ・パブリックコメントの報告 ・計画案の提示 など

※第3回以降は現時点での予定となるため、日時などについて変更となる可能性がありますので、ご承知おきください。

令和8年度 障害者福祉施策の概要

資料6-1

江戸川区福祉部障害者福祉課

障害者福祉予算額 321 億 151 万 1 千円（令和7年度 313 億 6,476 万 6 千円）

前年度比 7 億 3,674 万 5 千円増、(102.3%)

本区は、区民第一主義の徹底と「共育」「協働」の理念に基づき、健全財政を堅持しながら、いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくりを推進しています
今年度の障害者福祉に係る予算の主な内訳は、以下のとおりです

- 1 心身障害者施設措置経費 《 3, 864 万円 》
グループホーム家賃助成など
- 2 障害者手当等支給経費 《 28 億 6, 265 万 7 千円 》
心身障害者福祉手当、特別障害者手当、難病患者福祉手当の支給など
- 3 障害児支援給付経費 《 46 億 4, 908 万 8 千円 》
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の経費
- 4 自立支援給付経費・地域生活支援事業経費 《 180 億 9, 651 万 4 千円 》
介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援事業（手話通訳、移動支援、巡回入浴、福祉タクシー券の給付、民間福祉施設への助成、障害者通所施設延長利用事業等）など
- 5 難病等対策事業経費・公害健康被害補償事業経費 《 8 億 7, 062 万 6 千円 》
難病等医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、公害健康被害補償事業等の経費
- 6 社会福祉施設費 《 43 億 2, 711 万 3 千円 》
障害者施設の運営・維持管理経費など
- 7 審査会関係経費 《 1, 729 万 7 千円 》
障害認定審査会の運営経費
- 8 就労支援関係経費 《 6, 908 万 3 千円 》
みんなの就労センター助成に係る経費
- 9 心身障害者福祉事業経費 《 2, 631 万円 》
ふれあいコンサート、医療的ケア児等おもてなし事業等の経費
- 10 心身障害者福祉事務経費 《 1 億 817 万 6 千円 》
地域自立支援協議会の運営経費、障害相談業務等委託料など
- 11 職員の給与費等 《 10 億 3, 600 万 7 千円 》
職員の給与費・旅費など

主な取り組み

- 1 組織改正について
障害児向け複合施設の設置や区立障害者（児）向け施設の運営などを効率的に進めるため、障害施設係を設置する。また、障害者福祉業務の体制強化のため、副参事を設置する。
- 2 18歳の壁への対応「障害者通所施設時間外利用事業」（新規）
生活介護の通所施設において、利用時間以前・以降にも活動の場を確保することで、就労により、介護・見守り等が困難な養護者（保護者等）の支援を行う。
- 3 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援事業の支援範囲の拡充（拡充）
区の独自事業として、自宅以外で、学校への通学や学校行事等にも対応できるよう、派遣先要件を拡大し、保護者の負担軽減を図る。

令和8年度 精神保健対策の概要

江戸川区健康部保健予防課

精神保健対策予算額 **4億531万7千円（7年度 4億6千150万1千円）**
前年度比 **5千618万4千円-12.1%**

障害の有無にかかわらず、誰でも安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて施策を進めている。

今年度の障害者福祉に係る予算の内訳は、以下のとおりです

- 1 **精神保健相談費** 《 1,087万5千円 》
講演会等の普及啓発事業 など
- 2 **社会復帰指導費** 《 3億9,183万2千円 》
社会復帰施設への運営費等補助事業及び新規開設費用、精神障害者の生活や社会復帰支援に係る委託料、こころのアートプロジェクトの実施、など
- 3 **社会復帰施設等維持補修費** 《 261万円 》
障害者施設の維持管理経費 など

主な取り組み

- 1 **精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築**
精神障害の特性に配慮した支援体制を確立していくため、地域の精神科医療機関や障害者支援事業所、行政機関等の関係者による精神保健福祉協議会等を開催
国が推進する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け長期入院患者の退院促進、精神障害者が暮らしやすい地域社会の整備を推進
- 2 **普及啓発事業**
精神障害をより多くの方に知っていただくため、こころのアートプロジェクト、不動産業者及び利用者に向けた「暮らし方講演会」を開催
- 3 **障害者の活躍推進と社会復帰へ向けた取り組み**
ピアサポーター育成・支援事業を通し、障害者が活躍できる環境を整え社会復帰の支援強化を図る

1 法的な位置付け

障害者総合支援法第89条の3において、「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関で構成される協議会を置くように努めなければならない」、「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされています。

2 江戸川区地域自立支援協議会について

①設置について

法律の規定を踏まえ、障害者の地域における自立した生活を支えるため、関係機関等のネットワークの構築及び情報共有を推進する中核機関として、平成20年度より「江戸川区地域自立支援協議会」を設置しています。

②協議会の目的

「共通理解の醸成」（お互いを理解し、共通認識を持つ）

障害当事者の方（障害者及びその家族、関係者）と障害者との関わりのない方が、お互いを理解し、共通認識を持つこと（＝共通理解の醸成）を目的としています。

③協議会の位置付け

情報共有や意見交換を行い、共通理解の醸成を図る場です。

④委員の役割

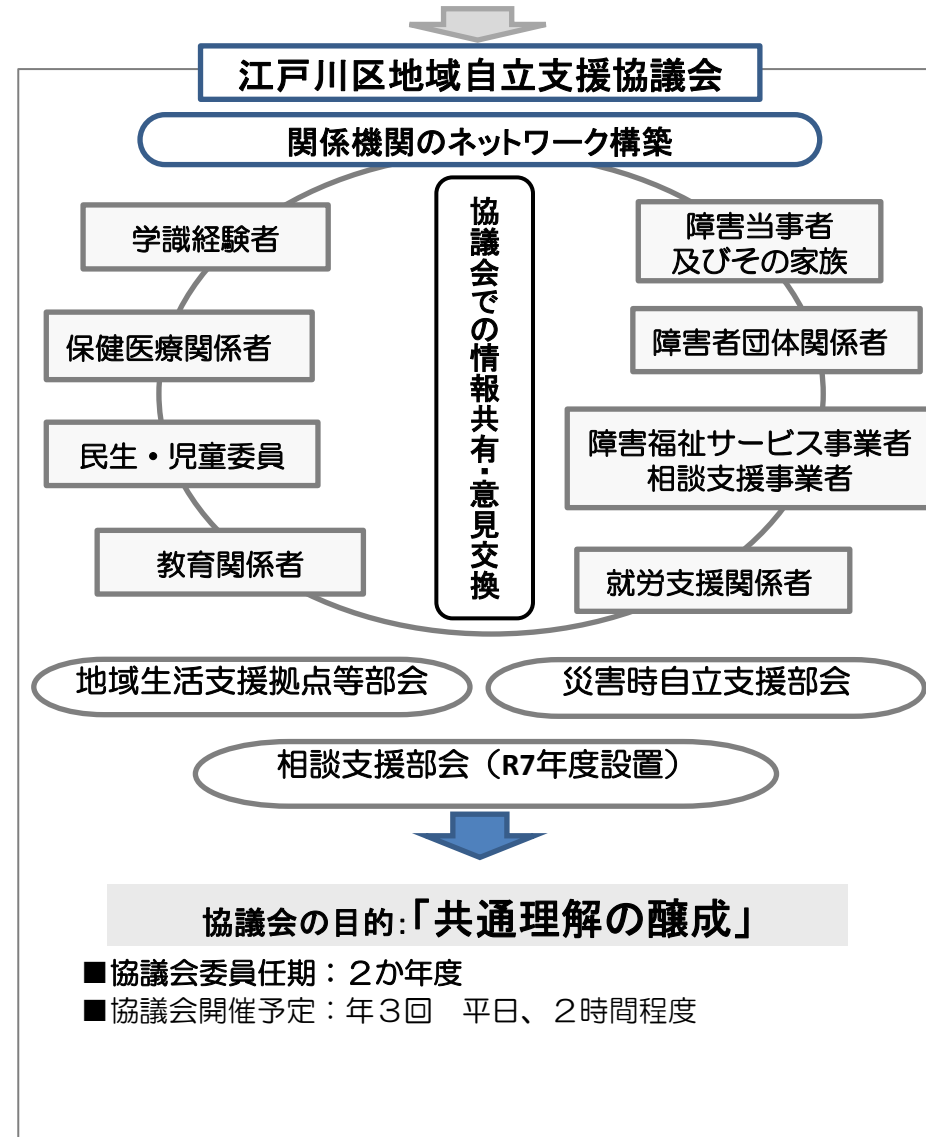
協議会で得た「共通理解」を所属機関や地域等に戻り、理解を広めて下さいますよう、お願いいたします。
（→地域全体が障害者の地域生活を見守る環境形成の促進に繋がります。）

⑤関係法令

障害者総合支援法

<江戸川区地域自立支援協議会のイメージ>

法律の規定（障害者総合支援法第89条の3）



令和8年度江戸川区地域自立支援協議会について

1 開催概要

(1) 開催時間

平日での開催を基本とする。
※毎回の協議会にて、次回日程を決定。

(2) 開催日程

年3回の開催を予定。

【日程（予定）】

- ・ 第1回：令和8年6月8日（月）
- ・ 第2回：令和8年10月21日（水）
- ・ 第3回：令和9年2月3日（水）

(3) 令和8年度の主な内容

引き続き、共通理解の醸成を目的とし、下記内容を中心に実施。

- ・ **障害者福祉関連の情報共有**

※上記以外の内容については、必要に応じて適宜実施。

2 取り組み内容について

- ・ **障害福祉計画等策定委員会
障害者差別解消支援地域協議会の内容共有**
- ・ **各部会の活動報告の内容共有**
- ・ **地域生活支援拠点の今後の事業推進について**

- ・ 上記の各委員会及び協議会の内容共有
- ・ 地域生活支援拠点等部会、災害時自立支援部会、相談支援部会の各部会活動の内容共有
- ・ 地域生活支援拠点による実務者会議や関連する研修等の報告と内容の共有